

# 八雲町高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

■平成30年度～平成32年度■

## 【概要版】

未来サポーター・シルバーやくも  
目指せ！ 活力ある85歳

- いつまでも現役で活躍できるまち
- 高齢者が安心して暮らせるまち
- 高齢者と地域がともに支え合うまち

平成29年12月  
八雲町

### 目次

I	計画について	・・・2
II	高齢者を取り巻く状況	・・・3
III	将来像と基本目標	・・・5
IV	重点的に取り組む事業	・・・6
V	取組内容	・・・7
VI	第7期介護保険料	・・・10

# I 計画について

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に「八雲町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、生涯にわたって生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持って地域で暮らし続けられるまちづくりを進めています。

これまで、介護保険事業と高齢者福祉施策は、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第7期計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む2025年（平成37年）に向けて、「地域包括ケアシステム」構築の取組を深化させていく計画と位置付けられ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な推進により、自立支援・重度化防止への取組をさらに推し進めていくことが求められています。

さらに、これまでの経年的な変化の把握とともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指すものです。

全国的な傾向と同様、本町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、本町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

## 2 計画の根拠法と位置付け

本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

また、本計画は「新八雲町総合計画」の保健・福祉部門の分野計画としても位置付けられています。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とし、本計画の最終年度である平成32年度に見直しを行うこととします。

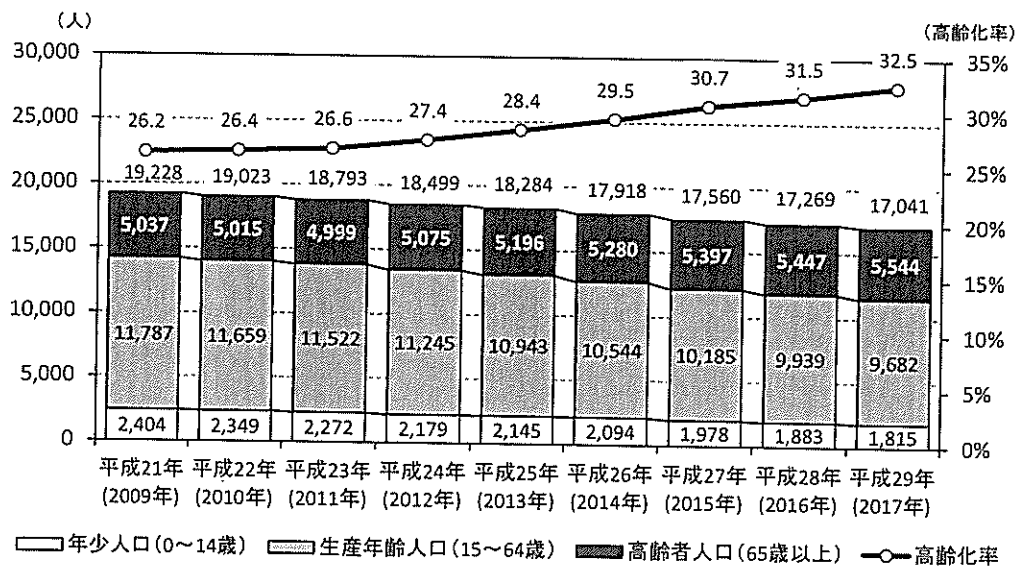
## Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

### 1 総人口及び世帯の動向

八雲町の総人口は減少傾向にあり、平成21年には19,228人だった総人口は平成29年には17,041人まで減少しています。

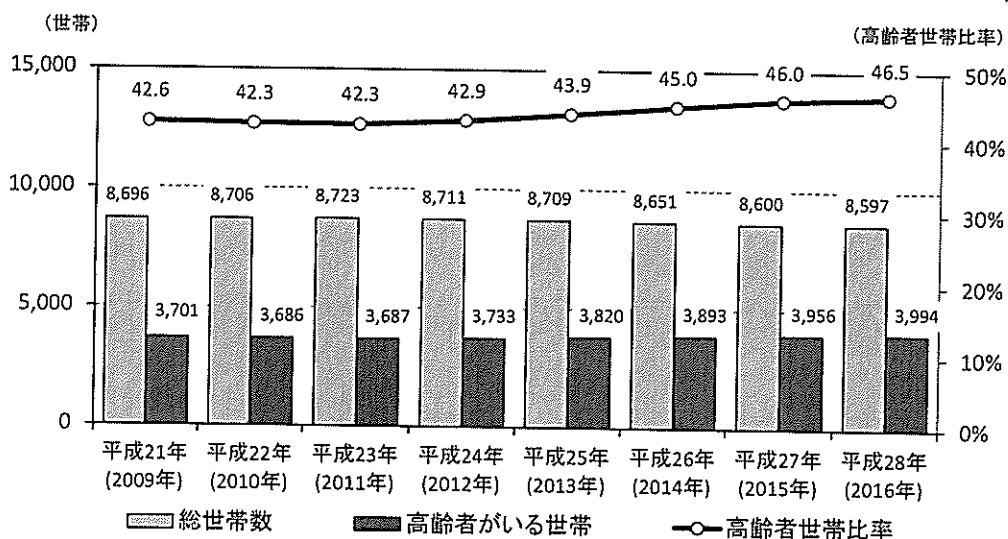
総世帯数は平成23年の8,723世帯をピークに減少傾向に転じていますが、高齢者がいる世帯は平成22年から増加傾向にあり、一般世帯数に占める割合は平成28年には46.5%まで増加しています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■ 高齢者世帯数の推移



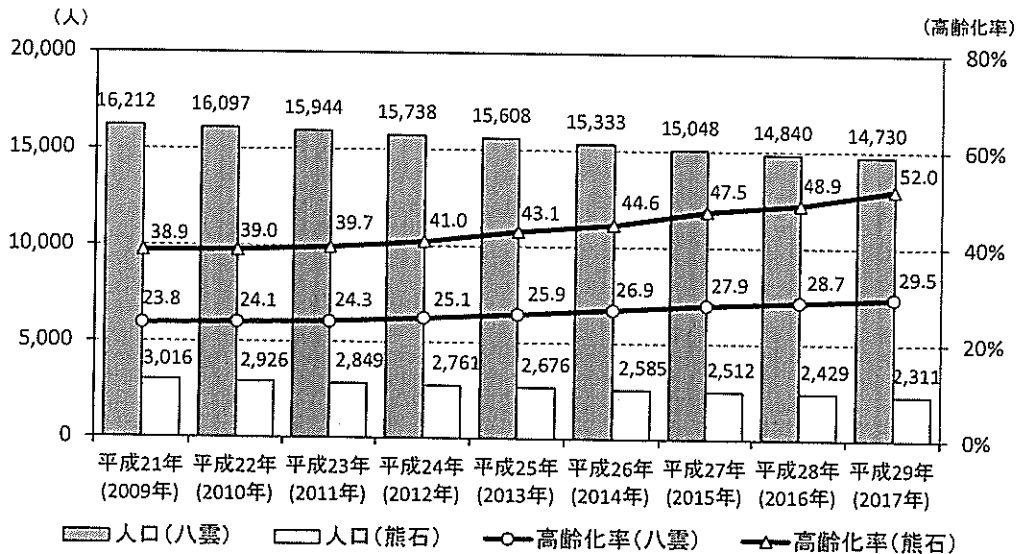
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## 2 日常生活圏域別の人口動向

平成29年の日常生活圏域別の人口は、八雲地域が14,730人、熊石地域が2,311人となっています。両地域ともに高齢化率は増加傾向にあり、特に熊石地域は平成29年の高齢化率が52.0%と非常に高くなっています。

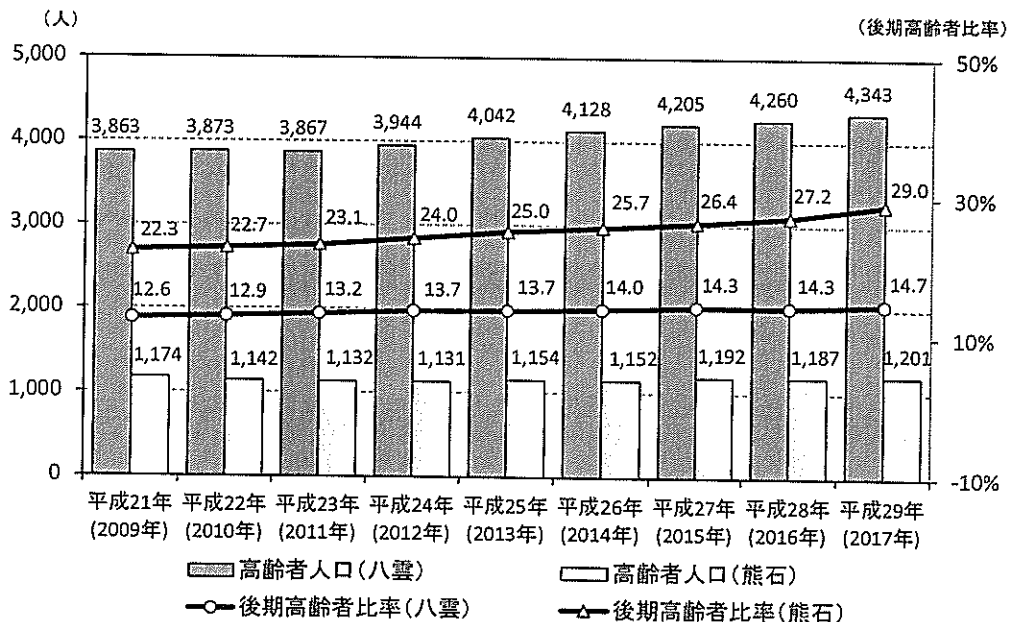
また、後期高齢者比率（人口に占める後期高齢者の割合）をみても、八雲地域、熊石地域ともに増加している状況です。

### ■日常生活圏域別の人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### ■日常生活圏域別の高齢者人口と後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### Ⅲ 将来像と基本目標

本町では、「第2期八雲町総合計画」（2018～2027年）において、保健・医療・福祉分野では、「誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進」をテーマとして掲げています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、前計画において定めた将来像「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳」を継承していきます。

この将来像は、本町の高齢化率は全国・全道の平均を上回る高齢者の多い町ですが、農業や漁業において高齢者が現役で活躍する町であることから、高齢になってもその人の持てる能力を地域に生かすことで、地域に貢献することが可能となり、高齢者自身が八雲町の未来をサポートするために「活力ある85歳」を目指すことを目標にするという願いがこめられています。

また、この将来像の実現のため、次の3つの基本目標を掲げます。

#### 将来像

#### 未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳

##### 基本目標1 いつまでも現役で活躍できるまち

- (1) 社会参加の促進
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 介護予防の総合的な推進

##### 基本目標2 高齢者が安心して暮らせるまち

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 生活環境の整備

##### 基本目標3 高齢者と地域がともに支え合うまち

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 認知症高齢者対策の推進
- (3) 地域共生社会の実現

# IV 重点的に取り組む事業

## 1 自立支援・重度化防止への取組

元気な高齢者ができる限り元気でいること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは、高齢者が生きがいを感じて過ごすために大切なことです。

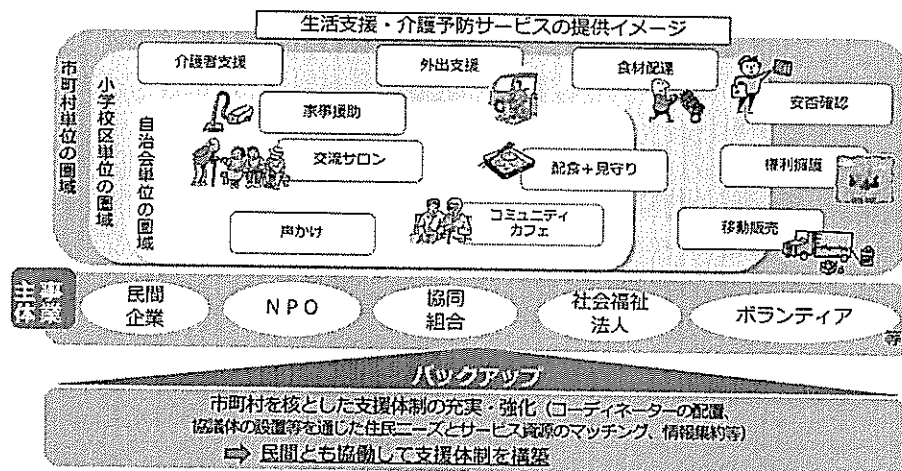
年齢を重ねることによる生活機能の低下を未然に防止し、生活機能の維持とさらなる向上を図るためには、「介護予防」と「生活習慣病予防」対策が重要となります。

特に、介護予防対策として、運動による機能向上、栄養改善、引きこもり予防、認知症やうつ病対策などに重点を置いた事業を推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援・重度化防止に資する取組を推進していきます。

## 2 生活支援体制の基盤整備

高齢化の進展とともに、1人暮らしの高齢者や、互いに介護を必要とする高齢者のみの世帯が今後も増えていくことが予想されます。そのような中、地域が主体となる多様なサービスの提供や、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されています。

多様な担い手（介護従事者、民間事業者、NPO、ボランティア等）による多様なサービスの提供による地域の支え合い体制づくりを推進するため、生活支援ニーズと社会資源を結ぶコーディネート機能の充実を進めていきます。



## 3 認知症高齢者支援

高齢化の進行や高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者の一層の増加が見込まれており、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備していくことが求められています。

本町においては、認知症予防事業に重点的に取り組むとともに、認知症の症状や心がまえ、家族のかかり方や地域住民の接し方、早期発見・早期診断の重要性など、幅広く認知症についての情報を住民に届けて理解を深める取組を進めていきます。

# V 取組内容

## 1 いつまでも現役で活躍できるまち

「活力ある85歳」を目標に、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、健やかで活力ある社会を築くため、介護予防に重点を置いた健康づくりを支援するとともに、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、高齢者の体力づくりを支援していきます。

<b>(1) 社会参加の促進</b>	
1) 就労機会の拡大	① 高齢者雇用の促進 ② 高齢者の生産活動の促進
2) 生きがいづくりの促進	① 生涯学習活動の支援 ② 老人クラブ連合会の活性化 ③ 多様な交流活動の場の創出 ④ 軽スポーツの推進
<b>(2) 健康づくりの推進</b>	
1) 各種健診等の充実	① 特定健診 ② 各種がん検診 ③ 簡易脳ドック ④ 骨粗しょう症検診 ⑤ エキノコックス症検診 ⑥ ビロリ菌検査 ⑦ 高齢者等予防接種
2) 生活習慣病予防対策の充実	① 健康手帳の交付 ② 健康づくり教室 ③ 健康教育 ④ 健康相談 ⑤ 特定保健指導 ⑥ 訪問指導
3) 関係機関との連携による保健事業の充実	
4) 心と体の健康づくりの推進	① 健康づくり教室 ② 食生活改善事業 ③ 機能訓練教室 ④ 心の健康づくり事業 ⑤ 体力づくりの推進 ⑥ 地区組織活動の推進 ⑦ 健康づくりの意識啓発
5) 医療体制の確保	① 地域医療体制の構築 ② 在宅当番医制度の運営
<b>(3) 介護予防の総合的な推進</b>	
1) 介護予防・生活支援サービス事業	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ その他の生活支援サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

## 2 高齢者が安心して暮らせるまち

介護保険サービスを提供する体制は急速に整備されてきましたが、まだまだ、身近な地域で、高齢者のニーズに応じた質の高いサービスが十分に提供され、介護が必要になっても安心して地域で暮らしていける体制が整っているとはいえません。

そこで、介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の育成と資質向上を図るとともに、介護が必要になっても安心して暮らしていけるサービス基盤の充実を図ります。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える本町にとって大きな課題です。そこで、外出しやすい道路・公園や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

<b>(1) 介護保険サービスの充実</b>	
1) 居宅サービスの充実	
2) 地域密着型サービスの充実	
3) 施設サービスの充実	
4) 介護・福祉人材確保への支援	
5) 介護給付適正化の推進	
<b>(2) 福祉サービスの充実</b>	
1) 生活支援の充実	① 生活管理指導事業 ② 移送サービス ③ 除雪費助成 ④ 訪問サービス ⑤ 生きがいデイサービス ⑥ 福祉タクシー助成 ⑦ 緊急通報電話機貸与 ⑧ 冬期福祉手当給付 ⑨ 住宅整備資金助成 ⑩ 入浴料助成事業 ⑪ 煙突清掃サービス ⑫ やくも安心キット ⑬ 高齢者等給食サービス支援事業
2) 介護家族への支援	① 介護家族健康教育・健康相談 ② 介護用品支給事業 ③ 家族介護慰労事業 ④ 介護家族相談 ⑤ 在宅介護支援手当 ⑥ 介護マーク入り名札配布事業
<b>(3) 生活環境の整備</b>	
1) 住環境等の整備	① ケアハウス ② 養護老人ホーム ③ 住宅改修理由書作成 ④ 公共建築物や公園等の整備充実 ⑤ 安全な道路空間の確保 ⑥ 公共交通機関等の改善の促進
2) 防災・防火対策の推進	① 防災・防火意識の啓発 ② 災害時等の避難誘導體制の整備
3) 交通安全・防犯対策の推進	① 交通安全意識の高揚 ② 交通安全施設の整備 ③ 防犯活動の促進 ④ 消費者生活知識の普及



### 3 高齢者と地域がともに支え合うまち

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や1人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要な時に必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、地域包括支援センターが核となり、認知症見守り体制を主眼に事業を展開していきます。

また、高齢者を地域で支えるため、社会福祉協議会や学校、地域など様々な場で、意識の啓発やボランティア活動の促進、人材の育成に努め、ともに支え合うまちづくりを推進していきます。

<b>(1) 地域包括ケアシステムの構築</b>	
1) 地域包括支援センターの機能強化	
2) 地域ケア会議の推進	
3) 在宅医療・介護連携の推進	
4) 生活支援サービスの体制整備	
5) 情報提供・相談体制の強化	
6) 権利擁護の推進	① 高齢者虐待防止（総合相談事業） ② 権利擁護事業 ③ 成年後見制度の利用支援 ④ 市民後見人等の養成
<b>(2) 認知症高齢者対策の推進</b>	
1) 認知症に対する啓発活動	
2) 認知症ケア体制の強化	① 見守り体制の構築（SOS ネットワークの構築） ② 認知症サポーターの養成 ③ 認知症ケアバスの作成と普及 ④ 認知症初期集中支援チームの設置 ⑤ 認知症地域支援推進員の配置
3) 認知症家族会への支援	
<b>(3) 地域共生社会の実現</b>	
1) 福祉意識の形成	① 福祉意識の啓発 ② 福祉教育の推進
2) 住民参加型の福祉社会の形成	① 地域活動組織の育成・支援 ② ボランティア活動の活性化 ③ 地域での高齢者見守り体制の強化 ④ 社会福祉協議会への支援
3) 包括的な支援体制の整備	

# VI 第7期介護保険料

## 1 介護保険制度の主な改正について

### (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

保険者である市町村においては、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されます。

- 「見える化」システム等の国から提供されたデータをもとに課題分析を行い、自立支援・重度化防止に向けた取組内容と目標を介護保険事業計画に記載。
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- 財政的インセンティブ付与の規定の整備

また、保険者機能の強化に関連して、下記についても取組が進められます。

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの推進）

### (2) 医療・介護連携推進等

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

これに伴い、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）することとされました。

### (3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

#### 1) 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。

#### 2) 新たに共生型サービスを位置付け

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられました。

#### (4) 現役世代並みの所得のある人の利用者負担割合の見直し

---

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合が3割となります。（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）

#### (5) 介護納付金における総報酬割の導入

---

現行では、各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である「加入者数に応じて負担」していますが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」となります。（激変緩和の観点から段階的に導入）

#### (6) その他の取組、課題等について

---

今般の介護保険法等の一部改正以外の対応を以て、今後対応や引き続きの検討が予定されている主な事項としては、以下のとおりです。

##### 1) 軽度者への支援のあり方

軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行については、平成26年介護保険法改正による介護予防訪問介護と介護予防通所介護の移行や、「多様な主体（介護サービス事業者や介護労働者以外の主体）」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとなっています。

##### 2) 福祉用具・住宅改修に関する見直し

福祉用具貸与について、現状では価格の設定が事業者の裁量によることから、非常に高価な価格請求が行われている等の問題が存在することを踏まえ、全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表する仕組みを国が構築します。

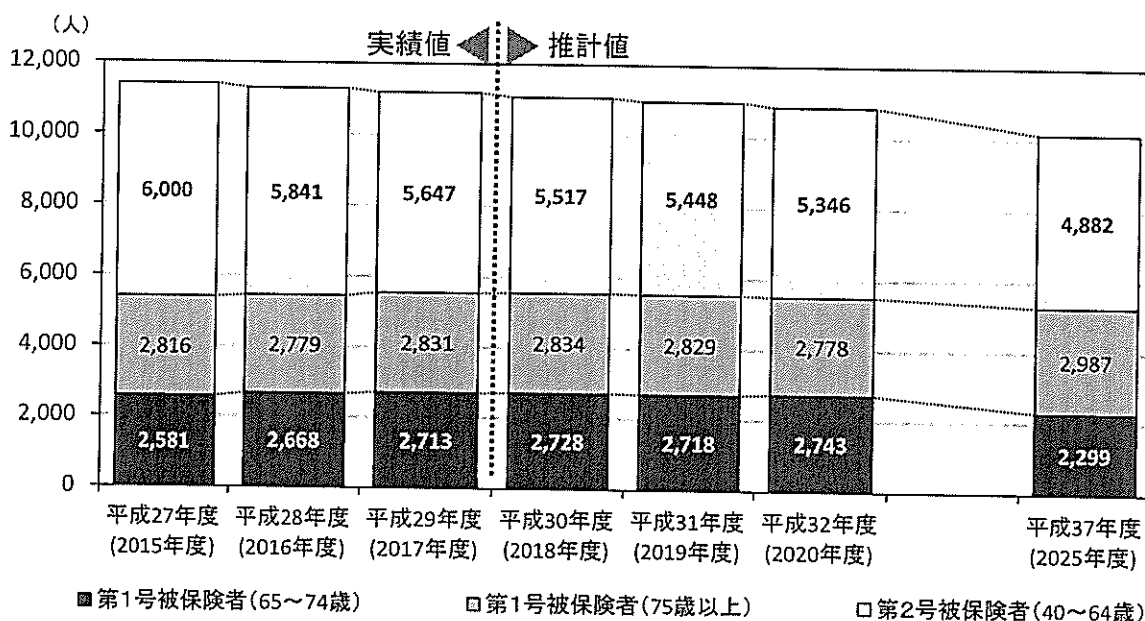
住宅改修については、価格の設定が事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい等の課題があることから、住宅改修の見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示すことを検討しています。

## 2 保険料の算定

### (1) 被保険者数の推計

第1号被保険者数は平成30年度をピークに減少に転じ、平成37年度には5,286人となることが見込まれます。また、第2号被保険者数は減少傾向が続く見込みです。

#### ■要介護認定者の推移



(単位：人)

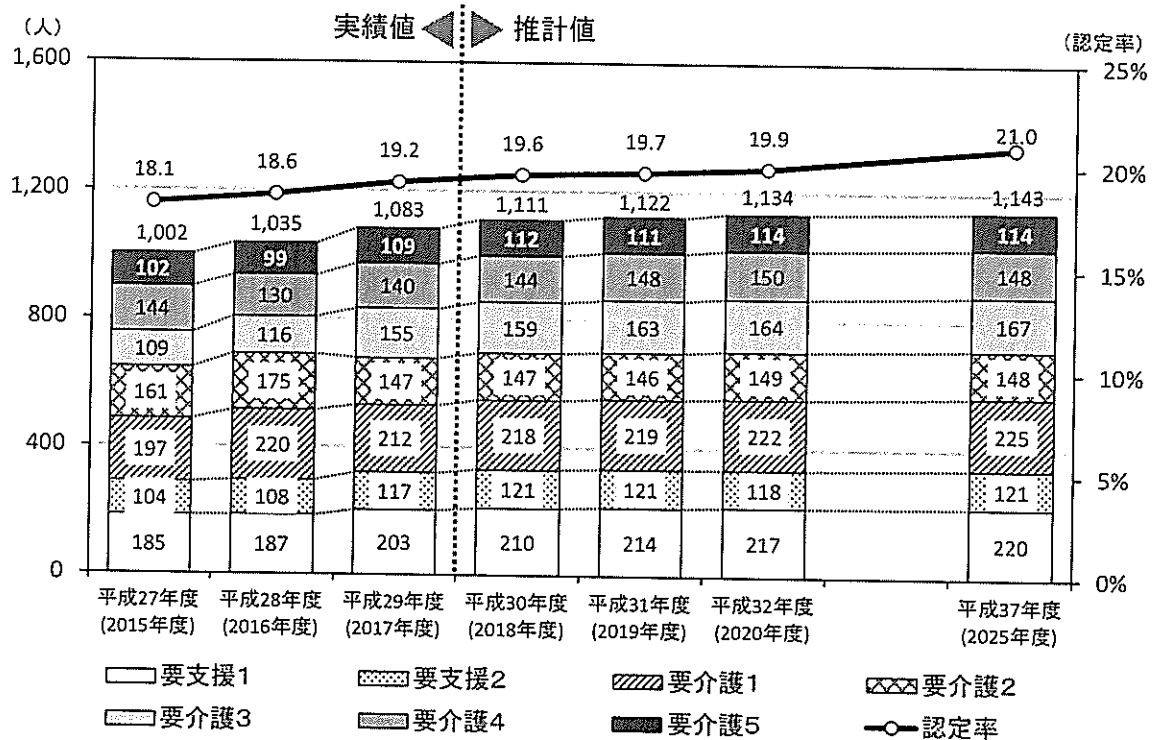
	実績値			推計値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
第1号被保険者 (65歳以上)	5,397	5,447	5,544	5,562	5,547	5,521	5,286
65~74歳	2,581	2,668	2,713	2,728	2,718	2,743	2,299
75歳以上	2,816	2,779	2,831	2,834	2,829	2,778	2,987
第2号被保険者 (40~64歳)	6,000	5,841	5,647	5,517	5,448	5,346	4,882

※実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値  
 ※（ ）内は総人口に占める割合

## (2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は平成30年度以降も微増が続き、平成37年度には1,143人となる見込です。また、高齢化の進展により要介護認定率も上昇し、平成37年度21.0%になると予想されます。

■ 要介護認定者数の推移



## (3) 総給付費見込み

第7期計画期間及び平成37年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付事業費	1,188,711	1,226,357	1,310,116	1,385,509	1,412,849	1,446,612	1,483,294
予防給付事業費	73,319	71,876	68,228	58,747	60,656	62,057	64,590
総給付費	1,262,031	1,298,233	1,378,344	1,444,256	1,473,505	1,508,669	1,547,884

#### (4) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料(月額)の基準額は5,700円となります。

項目	金額
①保険料必要収納額	1,017,326,247 円
②予定保険料収納率	98.0%
③補正後第1号被保険者数	15,178 人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	5,700 円

#### (5) 所得段階別保険料の見込み

第7期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.50 (公費負担 軽減後 0.45)	34,200 (30,780)	2,850 (2,565)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75	51,300	4,275
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える	0.75	51,300	4,275
第4段階	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.90	61,560	5,130
第5段階 (基準額)	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える	1.00	68,400	5,700
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	82,080	6,840
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上200万円未満	1.30	88,920	7,410
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が200万円以上300万円未満	1.50	102,600	8,550
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が300万円以上	1.70	116,280	9,690